

NO	質問	回答
1	申請者は世帯主以外でもよいか。	罹災証明書(被害の程度が半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)に限る)の交付を受けた住宅の居住者であれば申請可能。
2	災害救助法による応急修理制度や県のリフォーム補助との併用は可能か。	可能。ただし、応急修理及びリフォーム補助の対象とした部分と工事費を分ける必要がある。
3	県のリフォーム補助と併用する場合、見積書や契約書は同じものを使用してよいか。	内訳等でそれぞれの補助対象となる部分を整理することができれば、リフォーム補助と同じ見積書や契約書を使用することは可能。
4	施工業者と契約書を交わさずに、見積書により工事を実施した場合は対象となるか。	市町村の取扱いで対象とすることは可能。
5	貸家も対象となるか。	居住者が施工業者と工事請負契約を締結する場合は対象とすることが可能。
6	併用住宅は対象となるか。	住宅部分のみ対象となる。
7	既に床が剥がされた状態の写真しかないが、これを着工前の写真としてもよいか。	復旧又は修繕工事が必要であることを写真で確認できれば可能。
8	着工前の写真がない場合の救済措置はあるか。	原則着工前の写真は必要。ただし、市町村の取扱いで、復旧又は修繕工事が必要であると判断できる資料により写真に代えることは差支えない。
9	浄化槽の復旧も対象となるか。	住宅設備のため対象。
10	応急修理制度では対象外のエアコン室外機の修理も対象となるか	復旧工事を伴うものであれば対象。
11	泥の掻き出しや消毒に要する費用も対象となるか。	復旧工事に併せて実施するものであれば対象。
12	復旧工事と併せて実施する大雨被害とは直接関係のないリフォーム工事は対象となるか。	大雨と直接関係のない工事は対象外。
13	資材を購入し自ら修理する場合の資材購入費は対象となるか。	自ら修理する場合の資材購入費は対象外。施工業者と工事請負契約を締結することが必要。
14	工事を分けて(電気工事、床工事等)複数の業者と契約した場合、それらを合算して補助対象とすることは可能か。	可能。ただし、補助金の交付は住宅1戸につき1回に限る。

15	<p>附属施設(車庫・小屋)のみの修繕も補助対象とできるか。</p> <p>また、「住宅と一体となった附属施設は住宅とみなす」といった判断はあるか。</p>	<p>自らが居住する住宅の復旧工事が対象となるため、附属施設の修繕は対象外。住宅と附属施設が一体となっている場合は、住宅部分のみが対象。</p>
16	<p>罹災証明では床下浸水で直接的な被害はなかったと思われるが床が傾いたため修繕するという事案がある。被災者は「大雨の影響もあって」と言っており、このような場合は対象となるか。</p> <p>また、どの程度の確認資料を想定しているか。</p>	<p>大雨による被害であることを整理する必要がある。床下浸水ということなので、床下の部材の修繕に併せて床も修繕することが考えられるが、その場合は対象として差支えない。</p> <p>資料は、着工前の写真があればよいこととしている。</p>
17	<p>リフォーム中で車庫に仮置きしていた食器棚が浸水した。造り付けの食器棚とする場合は対象となるか。</p> <p>台所の復旧工事は発生しない。</p>	<p>台所の復旧工事が発生しないため、造り付けの食器棚とする場合でも対象外。</p>
18	<p>大雨時に2階のトイレが逆流して溢れ、1階の浴室天井に漏れた。床・建具が傷んだため修繕を予定しているが、対象となるか。聞取りしたが、理屈は不明。</p>	<p>大雨による被害と整理することができれば対象とすることは可能。</p>
19	<p>テラス(物干し用)が浸水し床が歪んだため修繕をしたいが、テラスは対象となるか。</p>	<p>テラスは住宅の一部のため、対象。</p>
20	<p>床下の乾燥に係る費用は補助の対象となるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床は乾燥のために剥がして、乾燥後に元に戻す作業のみで、修繕は実施していない。 ・床以外では雨漏りによる修繕を行っており、この復旧工事に併せて実施したものと対象としてよいか。床の乾燥と雨漏りによる修繕は同じ大工が行っている。 	<p>床下の乾燥と雨漏りによる修繕が同一の契約であれば対象となる。</p>